
「協会員の外務員の資格、登録等に関する規則」等の一部改正について

日証協 平成 21 年 12 月 15 日

本協会では、本年 12 月 15 日の自主規制会議において、「協会員の外務員の資格、登録等に関する規則」、「協会員の外務員の資格、登録等に関する規則」に関する細則、「外務員等資格試験に関する規則」及び「金融商品仲介業者に関する規則」を一部改正した。

特定店頭デリバティブ取引等が新たに本協会の自主規制の範囲となったことに伴い、平成 21 年 2 月 17 日に「協会員の外務員の資格、登録等に関する規則」等の一部改正を行い、同年 4 月 1 日から施行した。

今般、当該改正規定の明確化を図る観点等から、「協会員の外務員の資格、登録等に関する規則」、「協会員の外務員の資格、登録等に関する規則」に関する細則、「外務員等資格試験に関する規則」及び「金融商品仲介業者に関する規則」の一部改正を行った。

本規則改正は、平成 21 年 12 月 15 日から施行する。

規則改正の趣旨、骨子及び新旧対照表は、以下のとおりである。

「協会員の外務員の資格、登録等に関する規則」等の一部改正について

平成 21 年 12 月 15 日

日本証券業協会

・改正の趣旨

特定店頭デリバティブ取引等が新たに本協会の自主規制の範囲となったことに伴い、平成 21 年 2 月 17 日に「協会員の外務員の資格、登録等に関する規則」等の一部改正を行い、同年 4 月 1 日から施行したところである。

今般、当該改正規定の明確化を図る観点等から、「協会員の外務員の資格、登録等に関する規則」、「協会員の外務員の資格、登録等に関する規則」に関する細則、「外務員等資格試験に関する規則」及び「金融商品仲介業者に関する規則」の一部を改正することとする。

・改正の骨子

1. 協会員が登録を受けている外務員に特定店頭デリバティブ取引等に係る外務員の職務を行わせることができる要件のうち、特別会員四種外務員に係る要件を明確化するため、所要の整備を行う。

(「協会員の外務員の資格、登録等に関する規則」第 4 条の 2 第 1 項)

2. 一般開放試験合格者の外務員資格更新研修の受講が免除になる要件について、所要の整備を行う。

(「協会員の外務員の資格、登録等に関する規則」第 18 条の 3

「協会員の外務員の資格、登録等に関する規則」に関する細則」第 10 条

「金融商品仲介業者に関する規則」第 18 条の 2)

3. その他所要の整備を行う。

(「協会員の外務員の資格、登録等に関する規則」第 2 条、第 18 条の 2

「外務員等資格試験に関する規則」第 4 条第 1 項)

・施行時期

この改正は、平成 21 年 12 月 15 日から施行する。

以 上

「協会の外務員の資格、登録等に関する規則」の一部改正について

平成 21 年 12 月 15 日

(下線部分変更)

新	旧
<p>(定義)</p> <p>第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>1 } 2 } (現行どおり) 3 }</p> <p>4 二種外務員 外務員のうち、定款第 3 条第 1 号に掲げる有価証券 (次に掲げるものを除く。) に係る外務員の職務 (定款第 3 条第 4 号に掲げる有価証券関連デリバティブ取引等及び選択権付債券売買取引に係るものを除き、信用取引等については細則で定めるものに限る。) 並びに金商法第 33 条第 2 項第 6 号に定める行為に係る外務員の職務を行うことができる者をいう。ただし、<u>第 4 条の 2 第 1 項第 3 号又は第 2 項に該当する者</u>にあつては、特定店頭デリバティブ取引等に係る外務員の職務を行うことができる。</p> <p>イ } ハ } (現行どおり)</p> <p>5 (現行どおり)</p> <p>6 特別会員二種外務員 外務員のうち、金商法第 33 条第 2 項第 1 号、第 2 号、第 3 号口及び第 4 号イに掲げる業務 (有価証券関連デリバティブ取引等及び選択権付債券売買取引に係る業務を除く。) 並びに金商法第 33 条第 2 項第 6 号に定める行為に係る外務員の職務を行うことができる者をいう。ただし、<u>第 4 条の 2 第 1 項第 3 号又は第 2 項に該当する者</u>にあつては、特定店頭デリバティブ取引等に係る外務員の職務を行うことができる。</p> <p>7 (現行どおり)</p>	<p>(定義)</p> <p>第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>1 } 2 } (省 略) 3 }</p> <p>4 二種外務員 外務員のうち、定款第 3 条第 1 号に掲げる有価証券 (次に掲げるものを除く。) に係る外務員の職務 (定款第 3 条第 4 号に掲げる有価証券関連デリバティブ取引等及び選択権付債券売買取引に係るものを除き、信用取引等については細則で定めるものに限る。) 並びに金商法第 33 条第 2 項第 6 号に定める行為に係る外務員の職務を行うことができる者をいう。ただし、<u>第 4 条の 2 第 2 項に該当する者</u>にあつては、特定店頭デリバティブ取引等に係る外務員の職務を行うことができる。</p> <p>イ } ハ } (省 略)</p> <p>5 (省 略)</p> <p>6 特別会員二種外務員 外務員のうち、金商法第 33 条第 2 項第 1 号、第 2 号、第 3 号口及び第 4 号イに掲げる業務 (有価証券関連デリバティブ取引等及び選択権付債券売買取引に係る業務を除く。) 並びに金商法第 33 条第 2 項第 6 号に定める行為に係る外務員の職務を行うことができる者をいう。ただし、<u>第 4 条の 2 第 2 項に該当する者</u>にあつては、特定店頭デリバティブ取引等に係る外務員の職務を行うことができる。</p> <p>7 (省 略)</p>

新	旧
<p>(特定店頭デリバティブ取引等に係る特例)</p> <p>第4条の2 協会員は、次の各号に掲げる要件のいずれかを具備し、かつ、第3条に規定する登録を受けている外務員でなければ、特定店頭デリバティブ取引等に係る外務員の職務を行わせてはならない。</p> <p>1 平成21年4月1日以降に実施した試験規則による一種外務員資格試験、特別会員一種外務員資格試験又は特別会員四種外務員資格試験の合格者</p> <p>2 平成21年3月31日以前に実施した試験規則による一種外務員資格試験又は特別会員一種外務員資格試験の合格者であり、かつ、平成21年4月1日以降に実施した、特定店頭デリバティブ取引等に係る業務に従事するために行う、本協会が指定する方法による社内研修であり、かつ、本協会が外務員資格に応じて有効と認めたもの(以下この条において「第1項社内研修」という。)を受講し、当該第1項社内研修を実施した協会員がその結果を本協会に報告している者</p> <p>3 金商法第33条の8第2項に規定する特定金融商品取引業務(同項第2号に掲げる業務に限る。)に従事する者であって、平成21年3月31日以前に実施した試験規則による二種外務員資格試験、特別会員二種外務員資格試験若しくは特別会員四種外務員資格試験の合格者又は本協会の新任外務員課程研修の修了者であり、かつ、第1項社内研修を受講し、当該第1項社内研修を実施した協会員がその結果を本協会に報告している者</p> <p>2 1 3 } (現行どおり)</p>	<p>(特定店頭デリバティブ取引等に係る特例)</p> <p>第4条の2 協会員は、次の各号に掲げる要件のいずれかを具備し、かつ、第3条に規定する登録を受けている外務員でなければ、特定店頭デリバティブ取引等に係る外務員の職務を行わせてはならない。</p> <p>1 平成21年4月1日以降に実施した試験規則による一種外務員資格試験、特別会員一種外務員資格試験又は特別会員四種外務員資格試験の合格者</p> <p>2 平成21年3月31日以前に実施した試験等により前条第1号に規定する一種外務員、同条第4号に規定する特別会員一種外務員又は同条第6号に規定する特別会員四種外務員の要件を具備した者であり、かつ、平成21年4月1日以降に実施した、特定店頭デリバティブ取引等に係る業務に従事するために行う、本協会が指定する方法による社内研修であり、かつ、本協会が資格に応じて有効と認めたもの(以下この条において「第1項社内研修」という。)を受講し、当該第1項社内研修を実施した協会員がその結果を本協会に報告している者</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>2 1 3 } (省 略)</p>

新	旧
<p>(登録金融機関金融商品仲介行為従事者等) 第 18 条の 2 (現行どおり)</p> <p>2 特別会員は、金商法第33条の 8 第 2 項に規定する特定金融商品取引業務に係る職務を行う外務員について、当該職務に替え新たに特別会員一種外務員又は特別会員二種外務員に係る職務を行わせる場合には、当該行かせた日後180日以内に、特別会員資格更新研修を受講させなければならない。ただし、前条第 2 項各号に掲げる区分に応じて資格更新研修を受講させる特別会員の外務員その他細則に定める者については、この限りでない。</p> <p>3 } , } (現行どおり) 4 }</p> <p>(一般開放試験合格者の外務員資格更新研修) 第 18 条の 3 会員及び特別会員は、役員又は従業員のうち試験規則第 13 条の規定により受験し合格した者(過去において外務員の登録又は金融商品仲介業規則第 4 条第 3 号に規定する個人金融商品仲介業者の登録を行っており、かつ、本協会規則により外務員資格を取り消されたことがない者を除く。<u>以下この項において同じ。</u>)について、合格の日から 2 年を経過した日以降に、初めて外務員の登録を受けるときは、外務員登録日前に、第 18 条第 1 項各号に掲げる区分(同条第 2 項各号に掲げる区分に応じて資格更新研修を受講させる特別会員にあっては、当該区分)に応じ資格更新研修を受講させなければならない。ただし、試験規則第 13 条の規定により受験し合格した者が、当該合格の日以降、外務員登録日前に、<u>細則に定める試験に合格した場合は、この限りでない。</u></p>	<p>(登録金融機関金融商品仲介行為従事者等) 第 18 条の 2 (省 略)</p> <p>2 特別会員は、金商法第33条の 8 第 2 項に規定する特定金融商品取引業務(<u>同項第 1 号に掲げる業務に限る。</u>)に係る職務を行う外務員について、当該職務に替え新たに特別会員一種外務員又は特別会員二種外務員に係る職務を行わせる場合には、当該行かせた日後180日以内に、特別会員資格更新研修を受講させなければならない。ただし、前条第 2 項各号に掲げる区分に応じて資格更新研修を受講させる特別会員の外務員その他細則に定める者については、この限りでない。</p> <p>3 } , } (省 略) 4 }</p> <p>(一般開放試験合格者の外務員資格更新研修) 第 18 条の 3 会員及び特別会員は、役員又は従業員のうち試験規則第 13 条の規定により受験し合格した者(過去において外務員の登録又は金融商品仲介業規則第 4 条第 3 号に規定する個人金融商品仲介業者の登録を行っており、かつ、本協会規則により外務員資格を取り消されたことがない者を除く。)について、合格の日から 2 年を経過した日以降に、初めて外務員の登録を受けるときは、外務員登録日前に、第 18 条第 1 項各号に掲げる区分(同条第 2 項各号に掲げる区分に応じて資格更新研修を受講させる特別会員にあっては、当該区分)に応じ資格更新研修を受講させなければならない。ただし、試験規則第 13 条の規定により受験し合格した者が、当該合格の日以降、外務員登録日前に、<u>次の各号に掲げる試験に合格した場合は、この限りでない。</u></p> <p>1 <u>試験規則による一種外務員資格試験</u> 2 <u>試験規則による会員内部管理責任者資格試験</u></p>

新	旧
<p data-bbox="193 568 576 602">2 (現行どおり)</p> <p data-bbox="416 663 560 696">付 則</p> <p data-bbox="189 712 788 786">この改正は、平成 21 年 12 月 15 日から施行する。</p>	<p data-bbox="847 248 1417 371">3 <u>平成 18 年 4 月 1 日改正前の「証券外務員等資格試験規則」による信用取引外務員資格試験</u></p> <p data-bbox="847 387 1417 510">4 <u>平成 18 年 4 月 1 日改正前の「証券外務員等資格試験規則」による会員営業責任者資格試験</u></p> <p data-bbox="820 568 1203 602">2 (省 略)</p>

「「協会の外務員の資格、登録等に関する規則」に関する細則」の一部改正について

平成 21 年 12 月 15 日

(下線部分変更)

新	旧
<p><u>(一般開放試験合格者の外務員資格更新研修の特例)</u></p> <p><u>第 10 条 規則第 18 条の 3 に規定する細則に定める試験に合格した場合は、次の各号のいずれかに定める試験に合格した場合とする。</u></p> <p><u>1 規則第 18 条に定める会員資格更新研修を受講すべき者にあつては、次に掲げる試験</u></p> <p style="margin-left: 2em;"><u>イ 試験規則による一種外務員資格試験</u></p> <p style="margin-left: 2em;"><u>ロ 試験規則による会員内部管理責任者資格試験</u></p> <p style="margin-left: 2em;"><u>ハ 平成 18 年 4 月 1 日改正前の「証券外務員等資格試験規則」による信用取引外務員資格試験</u></p> <p style="margin-left: 2em;"><u>ニ 平成 18 年 4 月 1 日改正前の「証券外務員等資格試験規則」による会員営業責任者資格試験</u></p> <p><u>2 規則第 18 条に定める特別会員資格更新研修を受講すべき者にあつては、次に掲げる試験</u></p> <p style="margin-left: 2em;"><u>イ 試験規則による一種外務員資格試験</u></p> <p style="margin-left: 2em;"><u>ロ 試験規則による会員内部管理責任者資格試験</u></p> <p style="margin-left: 2em;"><u>ハ 試験規則による特別会員一種外務員資格試験</u></p> <p style="margin-left: 2em;"><u>ニ 試験規則による特別会員内部管理責任者資格試験</u></p> <p style="margin-left: 2em;"><u>ホ 平成 18 年 4 月 1 日改正前の「証券外務員等資格試験規則」による信用取引外務員資格試験</u></p> <p style="margin-left: 2em;"><u>ヘ 平成 18 年 4 月 1 日改正前の「証券外務員等資格試験規則」による会員営業責任者資格試験</u></p> <p><u>3 規則第 18 条に定める特別会員四種外務員資格更新研修を受講すべき者にあつては、次に掲げる試験</u></p>	<p>(新 設)</p>

新	旧
<p>イ <u>試験規則による一種外務員資格試験</u></p> <p>ロ <u>試験規則による会員内部管理責任者資格試験</u></p> <p>ハ <u>試験規則による特別会員一種外務員資格試験</u></p> <p>ニ <u>平成21年4月1日以降に実施された試験規則による特別会員四種外務員資格試験</u></p> <p>ホ <u>試験規則による特別会員内部管理責任者資格試験</u></p> <p>ヘ <u>平成18年4月1日改正前の「証券外務員等資格試験規則」による信用取引外務員資格試験</u></p> <p>ト <u>平成18年4月1日改正前の「証券外務員等資格試験規則」による会員営業責任者資格試験</u></p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正は、平成21年12月15日から施行する。</p>	

「外務員等資格試験に関する規則」の一部改正について

平成 21 年 12 月 15 日

(下線部分変更)

新	旧
<p>(受験資格)</p> <p>第 4 条 協会員が、試験を受けさせることのできる者は、次に掲げる者とする。</p> <p>1 } 4 } (現行どおり) 5 }</p> <p>6 特別会員四種外務員資格試験 特別会員の代理を行う者又は代理を行う者になろうとする者のうち、特別会員が、<u>特定金融商品取引業務（金商法第33条の8第2項に規定する特定金融商品取引業務をいう。以下同じ。）</u>に従事させようとする者</p> <p>7 (現行どおり)</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正は、平成 21 年 12 月 15 日から施行する。</p>	<p>(受験資格)</p> <p>第 4 条 協会員が、試験を受けさせることのできる者は、次に掲げる者とする。</p> <p>1 } 4 } (省 略) 5 }</p> <p>6 特別会員四種外務員資格試験 特別会員の代理を行う者又は代理を行う者になろうとする者のうち、特別会員が、<u>金商法第33条の8第2項に規定する特定金融商品取引業務（同項第1号に掲げる業務に限る。以下「特定金融商品取引業務」という。）</u>に従事させようとする者</p> <p>7 (省 略)</p> <p>2 (省 略)</p>

「金融商品仲介業者に関する規則」の一部改正について

平成 21 年 12 月 15 日

(下線部分変更)

新	旧
<p>(一般開放試験合格者の外務員資格更新研修) 第 18 条の 2 会員及び特別会員は、個人金融商品仲介業者(金融商品仲介業者の登録を受ける前の者であって、金融商品仲介業者に係る業務の委託契約を締結した者を含む。) 金融商品仲介業者の役員又は従業員のうち試験規則第 13 条の規定により受験し合格した者(過去において個人金融商品仲介業者の登録又は外務員の登録を受けており、かつ、本協会規則により外務員資格を取り消されたことがない者を除く。以下この項において同じ。) について、合格の日から 2 年を経過した日以降に、初めて金融商品仲介行為に従事するとき(金融商品仲介業者の役員又は従業員にあつては、初めて外務員の登録を受けるとき。) は、金融商品仲介業の登録を受ける日前(金融商品仲介業者の役員又は従業員にあつては、外務員登録日前。) に、外務員規則第 18 条第 1 項各号に掲げる区分(同条第 2 項各号に掲げる区分に応じて資格更新研修を受講させる特別会員にあつては、当該区分) に応じ資格更新研修を受講させなければならない。ただし、試験規則第 13 条の規定により受験し合格した者が、当該合格の日以降、当該行為に従事する日前に、<u>次の各号のいずれかの試験に合格した場合は、この限りでない。</u></p> <p>1 <u>外務員規則第 18 条に定める会員資格更新研修を受講すべき者にあつては、次に掲げる試験</u></p> <p>イ <u>試験規則による一種外務員資格試験</u></p> <p>ロ <u>試験規則による会員内部管理責任者資格試験</u></p> <p>ハ <u>平成 18 年 4 月 1 日改正前の「証券外務員等資格試験規則」による信用取引外務員資格試験</u></p> <p>ニ <u>平成 18 年 4 月 1 日改正前の「証券外務</u></p>	<p>(一般開放試験合格者の外務員資格更新研修) 第 18 条の 2 会員及び特別会員は、個人金融商品仲介業者(金融商品仲介業者の登録を受ける前の者であって、金融商品仲介業者に係る業務の委託契約を締結した者を含む。) 金融商品仲介業者の役員又は従業員のうち試験規則第 13 条の規定により受験し合格した者(過去において個人金融商品仲介業者の登録又は外務員の登録を受けており、かつ、本協会規則により外務員資格を取り消されたことがない者を除く。) について、合格の日から 2 年を経過した日以降に、初めて金融商品仲介行為に従事するとき(金融商品仲介業者の役員又は従業員にあつては、初めて外務員の登録を受けるとき。) は、金融商品仲介業の登録を受ける日前(金融商品仲介業者の役員又は従業員にあつては、外務員登録日前。) に、外務員規則第 18 条第 1 項各号に掲げる区分(同条第 2 項各号に掲げる区分に応じて資格更新研修を受講させる特別会員にあつては、当該区分) に応じ資格更新研修を受講させなければならない。ただし、試験規則第 13 条の規定により受験し合格した者が、当該合格の日以降、当該行為に従事する日前に、<u>次の各号に掲げる試験に合格した者である場合は、この限りでない。</u></p> <p>1 <u>試験規則による一種外務員資格試験</u></p> <p>2 <u>試験規則による会員内部管理責任者資格試験</u></p> <p>3 <u>平成 18 年 4 月 1 日改正前の「証券外務員等資格試験規則」による信用取引外務員資格試験</u></p> <p>4 <u>平成 18 年 4 月 1 日改正前の「証券外務員等資格試験規則」による会員営業責任者資格試験</u></p>

新	旧
<p><u>員等資格試験規則</u>」による会員営業責任者 資格試験</p> <p>2 <u>外務員規則第 18 条に定める特別会員資格 更新研修を受講すべき者にあつては、次に掲 げる試験</u></p> <p><u>イ 試験規則による一種外務員資格試験</u></p> <p><u>ロ 試験規則による会員内部管理責任者資 格試験</u></p> <p><u>ハ 試験規則による特別会員一種外務員資 格試験</u></p> <p><u>ニ 試験規則による特別会員内部管理責任 者資格試験</u></p> <p><u>ホ 平成 18 年 4 月 1 日改正前の「証券外務 員等資格試験規則」による信用取引外務員 資格試験</u></p> <p><u>ヘ 平成 18 年 4 月 1 日改正前の「証券外務 員等資格試験規則」による会員営業責任者 資格試験</u></p> <p>2 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正は、平成 21 年 12 月 15 日から施行す る。</p>	<p>2 (省 略)</p>

以 上